

## ○福津市郷づくり交流センター条例施行規則

平成20年3月25日

規則第11号

改正 平成24年4月1日規則第11号

平成26年2月20日規則第3号

平成30年1月26日規則第1号

令和元年8月9日規則第18号

令和元年11月26日規則第25号

令和3年11月12日規則第32号

令和4年6月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市郷づくり交流センター条例(平成20年福津市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福津市郷づくり交流センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月13日から8月15日までの日

(4) 12月29日から翌年1月3日までの日

(利用申請)

第4条 センターの利用申請は、福津市郷づくり交流センター利用許可申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2)によらなければならない。ただし、当該センターを管理する郷づくり推進協議会が利用する場合は、申請を省略することができる。

2 前項の規定による利用申請は、利用日の30日前から利用日の10日前までに受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による利用申請は、福津市公共施設予約システム(福津市公共施設予約システムの運用等に関する規則(令和3年福津市規則第29号)第1条に規定する公共施設予約システムをいう。)により行った場合、当該申請書を提出したものとみなす。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により提出された福津市郷づくり交流センター利用許可申請書を審査し、支障がないと認めるときは、福津市郷づくり交流センター利用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料の納付)

第6条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、条例第6条に規定する使用料を利用開始までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減免できる場合は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(利用の変更)

第8条 利用者が第5条第1項の規定により許可を受けた事項の変更をしようとするときは、福津市郷づくり交流センター利用変更許可申請書(様式第3号)を提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された福津市郷づくり交流センター利用変更許可申請書を審査し、支障がないと認めるときは、福津市郷づくり交流センター利用変更許可書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の返還)

第9条 市長は、利用者が既に納付した使用料は返還しない。ただし、利用者が災害その他利用者の責めに帰することができない事由により利用を中止した場合に限り、既に納付した使用料を返還することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故発生に対し、万全の措置を講じること。
- (3) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (4) 施設内を不潔にしないこと。
- (5) 利用許可時間内に、準備から片付けまでを終了すること。
- (6) 危険物及び補助犬以外の動物を持ち込まないこと。
- (7) その他センターの職員が行う指示又は指導に従うこと。

(利用の制限等)

第11条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用を制限し、又は禁止することができる。

2 市長は、公の行事その他特に必要があると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の条件を変更することができる。

3 市長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれがあるものに対して、利用を中止

させ、又はセンターからの退去を命じることができる。

(目的外利用の禁止等)

第12条 利用者は、センターを目的外に利用し、又はその利用権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(福津市介護保険サービスセンター条例施行規則の廃止)

2 福津市介護保険サービスセンター条例施行規則(平成17年福津市規則第90号)は、廃止する。

附 則(平成24年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月20日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月26日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月9日規則第18号)

この規則は、令和元年9月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月26日規則第25号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月12日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福津市郷づくり交流センター条例施行規則の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則(令和4年6月29日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	利用料の減免基準	摘要
福津市又はその他福津市の執行機関が主催若しくは共催する行事に利用するとき。	全額免除	冷暖房利用料を含む。
郷づくり推進協議会が主催又は共催する行事に利用するとき。	全額免除	冷暖房利用料を含む。
福津市内において専ら条例第3条に規定する事業を行う団体がその目的の行事に利用するとき。	半額免除	冷暖房利用料を除く。
市内の公共的団体又は保健福祉関係団体等がその	半額免除	冷暖房利用料を

目的の行事に利用するとき。		除く。
市内の市民活動団体で福津市未来共創センターに登録された団体がその目的の行事に利用するとき。	半額免除	冷暖房利用料を除く。